

平成29年9月1日

全国市長会意見 重点事項の内訳について

重点の全体像	重点事項数	提案数 96件/210件	全国市長会 意見				
			①	②	③	④	⑤
			積極的な検討を求める	十分な検討を求める	尊重されたい	慎重であるべき	意見なし
1 子育て・介護・医療等	22	56	43	9	4	0	0
(1) 子育て	11	30	23	6	1	0	0
(2) 介護・医療等	10	17	11	3	3	0	0
(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用	1	9	9	0	0	0	0
2 地方創生分野	18	27	17	5	1	1	3
(1) 地域交通・まちづくり	8	14	10	2	1	0	1
(2) 地域資源の利活用等	10	13	7	3	0	1	2
3 防災・安全	7	8	6	2	0	0	0
4 その他(地方公共団体の事務の見直し)	4	5	1	1	0	0	3
合計		96	67	17	5	1	6

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て

管理番号	区分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見	
1	4	B	神奈川県	児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和	保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	27	B	長洲町	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に定めることも可能となるよう緩和を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
	38	B	須坂市	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生への恐れのある地方都市においても一時的に適用できるように省令の改正を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て(つづき)

管理番号	区分	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見	
1	223	B	宇治市	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。
	258	B	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	300	B	直方市	一時預かり事業に係る人員基準の見直し	一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
2	13	B	豊川市	放課後児童支援員の要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業者等の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。 ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。 	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	25	B	長洲町	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和	
	104	B	岐阜県、本巣市	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員 1 人で実施可能とする。	
	105	B	岐阜県、中津川市	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員 1 人で放課後児童クラブを実施可能とする。	
	161	B	全国知事会、全国市長会、全国町村会	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。	
	185	B	半田市	放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	
	302	B	出雲市	中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業者について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	
	303	B	出雲市	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
3	36	A	松山市	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。	中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。
	253	A	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	
4	208	B	高岡市	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
	225	B	箕面市	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とすよう求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	255	B	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すなど、義務付けの緩和をすること。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
4	290	B	和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
5	31	B	高知県	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	89	B	高知県	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し	地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること	
6	72	B	越谷市	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
7	159	B	奈良県	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者管理の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
8	271	B	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	児童養護施設における看護師配置の基準の緩和	国において、児童養護施設の小規模化等を推進しているなか、児童入所施設措置費等国庫負担金における看護師加算を受ける要件は、「医療的ケアを必要とする児童が 15 人以上」で据え置かれており、医療的ケアの実施に支障が生じていることから、医療的ケアを必要とする児童が 15 人以上という要件を児童養護施設等の小規模化に対応できるよう大幅に見直すこと。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
9	186	B	奥州市	児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付を遡及して受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡って手当を返還させる必要があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにされたい。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
10	106	B	大阪市	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	提案団体の意見を十分に尊重されたい。

1 子育て・介護・医療等

(1) 子育て (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
11	76	B	伊丹市	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第 22 条第 1 項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
	153	B	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	学校給食費に係る既存の支援制度の見直し	学校給食を安定的に実施するため、経済的に困窮している世帯に実施している各種支援制度による就学援助費のうち学校給食費相当額について、保護者の委任状なしに直接学校等へ交付できるよう制度の見直しをする。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。
	226	B	横浜市	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行えるよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令を改正し、第 158 条第 1 項の限定列举に債権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

1 子育て・介護・医療等

(2) 介護・医療等

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
13	14	B	狛江市	小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準を緩和する。	利用者への影響等に配慮しつつ、提案団体の意見を十分に尊重されたい。
	99	A	鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件（研修修了）を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件（研修修了）を緩和する。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
14	15	B	狛江市	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者について、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスについても同様に訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。
	207	B	八王子市	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和を求める。	

1 子育て・介護・医療等

(2) 介護・医療等 (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
15	49	A	九州地方知事会	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。	手挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。
	154	B	金沢市	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。	
	175	A	山口県、中国地方知事会	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改める。	
16	79	B	宮城県、山形県、広島県	介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与	介護保険法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号による介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与(「消除しなければならない」→「消除することができる」又は同法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号の規定を第 69 条の 39 第 2 項に移す)	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	80	B	宮城県、山形県、広島県	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第 69 条の 2 第 1 項第 6 号及び第 7 号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に 5 年→2 年に)緩和する。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。

1 子育て・介護・医療等

(2) 介護・医療等 (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
17	279	B	兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和	診療所の管理者は医師であることが求められており、管理者が療養等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。 しかし、管理者には常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合でも、管理者と代診医等とが常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
18	197	A	広島市	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。	都道府県から確実に情報提供される仕組みを構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
19	182	B	長野県	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	232	B	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間見直し	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。	

1 子育て・介護・医療等

(2) 介護・医療等 (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
20	52	A	九州地方知事会	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。
	190	B	岐阜市	生活保護法第 7 条に規定する保護申請者の追加。	生活保護法第 7 条に規定する保護申請者に、成年後見人を加えるよう規定を改められたい。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	298	B	郡山市	生活保護法第 78 条の 2 の保護金品等の調整時における上限額への弾力的運用	生活保護法第 78 条の 2 による費用徴収における保護金品等との調整の中で定められている上限について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば裁量を加えられるようにしたい。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、被保護者の最低生活の保障が確保されるよう留意すること。
21	212	B	指定都市市長会	無料定額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

1 子育て・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用

管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
19	B	豊田市	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
22	20	B 豊田市	予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、予防接種に関する記録に関する情報等がある。</p> <p>しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。</p>	

1 子育て・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用（つづき）

管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
53	B	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
54	B	九州地方知事会	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	
22	B	九州地方知事会	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	<p>(1) 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2) 加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>① 地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>② 必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	

1 子育て・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用（つづき）

管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
22	56	B 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	<p>(1) 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2) 加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第九条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
22	57	B 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)	<p>(1) 身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2) 加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>①番号法別表第二の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。</p> <p>②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

1 子育て・介護・医療等

(3) 社会保障分野におけるマイナンバー利用（つづき）

管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
22	58	B 九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	<p>(1) 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。</p> <p>(2) 加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。</p> <p>①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。</p> <p>②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。</p>	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	249	B 千葉県	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	<p>マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。</p> <p>①保険情報 (加入情報(受診者が何の保険に加入しているのかに関する情報))</p> <p>②収入情報 (障害年金関係情報)</p>	

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
23	23	B	上越市	市町村運営有償運送における持ち込み車両の使用を可能にする	市町村運営有償運送で使用する車両について、運行委託先の企業等が用意する車両を使用することができることとして頂きたい。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	77	B	全国市長会	道路運送法 21 条に基づく実証運行期間の緩和	道路運送法第 21 条第 2 号による実証運行実験においては、運行期間が 1 年以下でなければ許可がでないこととなっているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線と位置づけられる場合には、運行期間の延長等の柔軟な取扱いを可能とすること。	
	94	B	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市	乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和	既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする。	
	96	B	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県、山口県	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
23	162	B	全国知事会 全国市長会 全国町村会	コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の基準の明確化	当該地域の地域公共交通関係者間で合意が得られた場合は、路線定期運行バスの停留所に、区域運行や自家用有償旅客運送事業等の車両も停車できることを明確化するとともに、地方公共団体等に周知すること。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	202	B	新潟市	道路運送法 21 条に基づく実証実験の 1 年要件の緩和	社会実験による一般乗合旅客自動車運送については、道路運送法第 21 条第 2 号に基づき、「一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うもの」として、平成 18 年 9 月 15 日付け通達「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」により、実証実験等に限定して原則として 1 年以下の期限を付して許可されているが、地方自治体が地域公共交通の維持・再編を目的として実施する実証運行路線として位置付けられる場合は、実証実験としての許可期限を 3 年以下に緩和することを求めるもの。	
	203	B	新潟市	地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和	地域公共交通会議で協議が調った一般乗合旅客自動車運送については、運賃や路線等を変更しようとするときに、地域公共交通会議での協議を調べ運輸局へ届けるが、すでに協議が調っている路線の軽微な変更については、基準を明確にした上で地域公共交通会議において同意を得ることなく運輸局へ届けられるようにすることを求めるもの。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めること。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
23	275	B	兵庫県、洲本市	コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し	①交通空白地の解消を図るというコミュニティバスの導入の趣旨を踏まえ、コミュニティバスの導入に当たっては、地域公共交通会議の合意が無くても許認可を可能とすること。 ②地域公共交通会議における協議は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限ること。 その際は、地域公共交通会議において地域住民を含む一定数の賛成が得られれば、会議の合意が成立したとみなす取扱いを可能とすること。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
24	248	A	静岡県	自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」や条例等で保険の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定する等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える制度づくりを検討すること。	意見なし
25	201	B	広島市	道路占用許可に係る基準の弾力化	道路管理者が地方公共団体等と協議の上、適切と認める場合には、都市再生特別措置法によることなく、無余地性の原則が緩和できるよう、道路占用許可基準の弾力化を求める。	提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
26	209	B	特別区長会	駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和	駅前広場等において立体道路制度を活用するため、交通結節点を対象として、都市計画法第 12 の 11 及び建築基準法第 44 条第 1 項第 3 号において自動車専用道路及び特定高架道路等に限定されている道路の適用要件を緩和すること。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

2 地方創生分野

(1) 地域交通・まちづくり (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
27	10	B	長崎市	駐車場法施行令第7条第2項第1号の適用除外項目の拡大	駐車場法施行令第7条に規定されている駐車場出入口設置に係る基準について、第2項に規定されている適用除外の項目を拡大すること。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
29	22	B	豊田市	水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあった場合、地形等の諸条件から上水道管の新設または施設の増設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
30	87	B	宮城県、広島県	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
31	273	B	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し（管理責任者指定規定の創設）	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。
	310	B	中津川市	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等 (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
32	60	B	掛川市、袋井市	公営住宅法第 47 条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第 2 条第 2 号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。 この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅（再開発住宅・住環境整備モデル住宅等）や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	173	B	埼玉県	県が独自に整備した住宅の「公営住宅」への転用	建設・買取り・借上げに整備手法を限定している公営住宅法等の規定を改正し、特定公共賃貸住宅や、地方公共団体が独自に整備した賃貸住宅や職員住宅など、公営住宅法に基づかずに整備された住宅（以下「その他住宅」という）について、公営住宅法に基づく公営住宅への転用を可能とする。 なお、民間住宅については買取りや借上げにより公営住宅にすることができるのに対して、自己保有のその他住宅については公営住宅に転用できないとする合理的理由はないと考える。	
34	61	B	愛知県	P F I 事業により将来の用途廃止が確定している行政財産（土地）に係る売払い制限の緩和	P F I 事業契約が締結され、将来、公共又は公共用に供されないことが確定している行政財産（土地）については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等 (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
35	294	B	多可町	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
36	277	B	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。
37	40	B	栃木県	土壤汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	土壤汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。 具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないと考える。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等 (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
38	252	A	千葉県	国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲	<p>国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。</p> <p>また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。</p>	意見なし
39	183	B	鳥取県、山口県、徳島県	文化財保護行政の所管組織の選択制	<p>現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「文化財保護法」により教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようにする。</p>	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
	224	B	大分県	文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し	<p>文化財の保護に関する事務を都道府県知事の直接実施できるよう、地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正を求めるもの。具体的には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行できるようにするもの。</p>	
	289	B	北海道	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認	<p>国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに 2020 年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定（博物館法第 19 条）を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。</p>	

2 地方創生分野

(2) 地域資源の利活用等 (つづき)

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
40	245	B	香川県	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成 27 年 4 月 10 日付総財第 88 号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について	「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」(平成 27 年 4 月 10 日付総財第 88 号自治財政局長通知)及び「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について」(平成 27 年 4 月 10 日付 27 文科高第 94 号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠) 100 名」の推薦については、日本学生支援機構の「在学採用」に限り適用されているが、「予約採用」についても適用をお願いするもの。	意見なし

3 防災・安全

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
41	42	B	九州地方知事会	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
42	299	B	岩泉町	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	<p>災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率（年3%）を被災者より徴収しているところ。</p> <p>この貸付利率（年3%）については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。</p>	<p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、見直しに当たっては、団体間による利率の差異等について、合理的な説明が行えるよう必要な措置を講じるとともに、既貸付団体に混乱が生じないような措置も併せて講じられたい。</p>

3 防災・安全（つづき）

	管理 番号	区 分	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国市長会意見
43	108	B	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	罹災証明に係る一連の手続き・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続きの簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
44	281	B	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とすること。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
45	85	B	宮城県	河川管理施設の維持又は操作等の委託をうけることができる者の要件の見直し	河川法第99条、河川法施行規則第37条の6において、河川管理施設の操作等は地方公共団体、河川協力団体又は河川の維持管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とされているが、地域の実情に応じてそれ以外の地元自治会や企業等にも委託可能となるようにしていただきたい。	提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。